

西宮市長 石 井 登志郎 様  
西宮市議会議長 八 木 米太郎 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和6年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和6年11月20日

西宮市監査委員 福 田 雅 至  
同 金 崎 健太郎  
同 板 戸 史 朗  
同 中 村 衣 里

# 目 次

## 出資団体監査結果報告（公益財団法人 西宮スポーツセンター）

第1	監査の対象	10
第2	監査の期間及び方法等	10
第3	監査の結果	10
1	財団の概要	10
2	事業の実施状況	11
3	財務状況	14
4	事務処理等の状況	17
第4	要改善事項	18
1	適正な財務諸表の作成	18
2	適正な契約事務	19
3	適正な業務管理	19
4	適正な事務処理	19
第5	監査委員の意見	20

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 出資団体監査結果報告

## (公益財団法人 西宮スポーツセンター)

### 第1 監査の対象

公益財団法人西宮スポーツセンター(以下「財団」という。)における、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

対象団体	公益財団法人 西宮スポーツセンター
所管部局	産業文化局 文化スポーツ部 文化スポーツ課

### 第2 監査の期間及び方法等

令和6年8月13日から監査事務局職員及び監査専門委員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月11日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 財団の概要

##### (1) 設立の目的

財団は、スポーツの振興に寄与するため昭和45年10月28日に設立され、平成22年度に公益財団法人への移行申請を兵庫県に行い、平成23年4月1日から公益財団法人に移行している。

公益財団法人への移行に伴い定められた定款によると、財団の目的は、市民の生涯スポーツの推進に関する事業を行うとともに、施設を広く地域住民の利用に供し、もってスポーツの推進と体育の向上に寄与することとしている。この財団の目的を達成するため、市民の各世代に応じたスポーツ推進事業、その事業を行うために必要な西宮スポーツセンター会館(以下「会館」

という。)及び西宮市のスポーツ施設の管理運営事業その他財団の目的を達成するために必要な事業を行うとしている。

## (2) 基本財産

財団の基本財産は6,100万円で、全額市からの出資となっており、すべて利付地方債券にて運用されている。

## (3) 組織

財団の組織(6年6月末日現在)は、評議員会の評議員5人、理事会の理事6人及び監事2人並びに財団職員38人により構成されている。なお、評議員のうち1名に西宮市産業文化局長、理事のうち1名に西宮市産業文化局文化スポーツ部長、及び監事のうち1名に西宮市会計管理者兼会計室長が就任している。

財団職員の内訳は、正規職員30人、臨時職員8人である。

5年度は、財団の決算や予算及び役員の選任などを審議するため、評議員会が2回、理事会が5回開催されている。

## 2 事業の実施状況

監査の対象とした5年度の財団の経理は、公益目的事業会計、法人会計の2区分で行われている。5年度の事業の実施状況は次のとおりである。

### (1) 世代に応じたスポーツ推進事業(公益目的事業)

#### ア 自主事業

スポーツセンター事業(施設利用)では、財団が所有する会館のマシンジムなどの個人利用、プレイングルームやフィットネスルームなどの部屋利用を行っている。

スポーツ教室では、会館、体育館、テニスコートにおけるスポーツ教室の実施及び教室参加者、市民を対象としたイベントを実施している。

スポーツサポートでは、西宮市内を主に、各種事業やイベントに指導者、運営スタッフを派遣している。

5年度における自主事業及び使用料・受講料等の状況は、次のとおりである。これらは、公益目的事業会計のセンター事業収益として収入されている。

(単位：円)

事業名	使用料等収入
スポーツセンター事業(施設利用)	12,506,531
個人利用(マシンジム、ゴルフ練習場、卓球場)	9,935,300
部屋貸し(プレイングルーム、フィットネスルーム等)	1,401,600
自動販売機(電気代、手数料)	1,169,631
スポーツ教室(世代に応じたスポーツ推進事業)	100,052,440
会館利用の教室	19,435,450
体育館施設利用の教室	69,077,440
テニス教室	9,637,850
イベント	1,901,700
スポーツサポート	3,454,826
計	116,013,797

## イ 受託事業

財団は、4年4月1日から7年3月31日までの3年間を西宮市立松原体育館の、また5年4月1日から10年3月31日までの5年間を西宮市立運動施設19件の指定管理者として市から指定され、施設の管理運営を行っている。指定管理料は、公益目的事業会計の施設管理事業収益として収入されている。

施設の利用許可については、利用者からの申請を受理して利用許可書を交付している。使用料については、市から委託を受けて利用者から徴収を行い、施設使用日の翌日から原則として14日以内に市に納入している。また、日報などを作成し市に各種報告を行っている。

5年度における指定管理者としての管理施設及び指定管理料の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	管理施設	当初指定管理料	精算戻入額	精算後指定管理料
非公募	松原体育館	35,000,000	0	35,000,000
非公募	中央体育館 中央体育館分館 中央体育館分館野球場 北夙川体育館 陸上競技場 中央多目的グラウンド 中央テニスコート 樋之池テニスコート 樋之池プール	132,246,000	0	132,246,000
公募	塩瀬体育館 流通東体育館 山口町船坂多目的グラウンド 流通東テニスコート 塩瀬テニスコート 流通東野球場 高座山野球場 今津体育館 鳴尾体育館 甲武体育館	151,049,000	0	151,049,000
	計	318,295,000	0	318,295,000

指定管理料については、指定管理者年度協定書に則り、非公募施設については精算残額が生じた場合に、公募施設については施設・設備の修繕料に精算残額が生じた場合に、それぞれ市と協議の上、返還することとなっている。5年度は、非公募施設、公募施設ともに精算残額が生じていないため、戻入額は生じていない。

また、財団は、市から事業の委託を受けており、受託料については、公益目的事業会計のセンター事業収益として収入している。

5年度における受託事業及び受託料の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

事 業 名	受託料
スポーツ推進通年委託業務 (※)	38,179,856
スポーツ奨励事業 (わくわく運動広場他1事業) 企画運営等業務	1,468,500
ベイコムフィールドスポーツイベント委託業務	804,100
若年層限定スポーツ教室委託業務	292,600
計	40,745,056

※ 主な業務内容は、小学校低学年向け教室事業、中高齢者向け教室事業、成人向け教室事業、運動習慣定着事業である。

### 3 財務状況

5年度の財務状況は、次のとおりである。

#### (1) 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	57,950
基本財産受取利息	57,950
特定資産運用益	955
特定資産受取利息	955
事業収益	475,053,853
センター事業収益	156,758,853
施設管理事業収益	318,295,000
受取補助金等	240,000
受取補助金等	240,000
雑収益	0
雑収益	0
経常収益計	475,352,758
(2) 経常費用	
事業費	464,404,950
管理費	5,906,072
経常費用計	470,311,022
当期経常増減額	5,041,736
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	5,041,736
一般正味財産期首残高	47,404,144
一般正味財産期末残高	52,445,880
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000
III 正味財産期末残高	113,445,880

※ 平成20年公益法人会計基準により、公益目的事業のみ行う法人は、正味財産増減計算書の会計区分を省略することができる。

## (2) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	26,212,674
未収入金	10,512,419
前払金	19,800
流動資産合計	36,744,893
2 固定資産	
(1) 基本財産	
投資有価証券	61,000,000
基本財産合計	61,000,000
(2) 特定資産	
建物	193,207,799
同 減価償却累計額	△179,231,490
建物付属設備	57,009,878
同 減価償却累計額	△55,931,723
構築物	320,000
同 減価償却累計額	△319,999
器具及び備品	1,920,840
同 減価償却累計額	△1,861,894
退職給付引当資産	38,168,810
拠点整備積立資産	25,000,000
建設改良等積立金	12,442,964
特定資産合計	90,725,185
(3) その他固定資産	
リース資産	32,219,844
同 減価償却累計額	△24,281,364
電話加入権	80,300
その他固定資産合計	8,018,780
固定資産合計	159,743,965
資 産 合 計	196,488,858
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	25,549,265
前受金	572,000
預り金	5,939,423
賞与引当金	4,875,000
流動負債合計	36,935,688
2 固定負債	
退職給付引当金	38,168,810
長期リース債務	7,938,480
固定負債合計	46,107,290
負 債 合 計	83,042,978

科 目	金 額
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	
寄付金	61,000,000
指定正味財産合計	61,000,000
(うち基本財産への充当額)	61,000,000
(うち特定資産への充当額)	0
2 一般正味財産	52,445,880
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定資産への充当額)	52,556,375
正味財産合計	113,445,880
負債及び正味財産合計	196,488,858

※ 平成20年公益法人会計基準により、公益目的事業のみ行う法人は、貸借対照表の内訳表（区分経理）を省略することができる。

5年度末における資産及び負債・正味財産を4年度末と比較すると、次のとおりである。

(単位：円・%)

区 分	5年度		4年度		増減額	
	金 額	構成比	金 額	構成比		
資 産	流動資産	36,744,893	18.7	28,334,736	15.2	8,410,157
	固定資産	159,743,965	81.3	157,816,187	84.8	1,927,778
	資産合計	196,488,858	100.0	186,150,923	100.0	10,337,935
負 債 ・	流動負債	36,935,688	18.8	37,675,409	20.2	△739,721
	固定負債	46,107,290	23.5	40,071,370	21.5	6,035,920
	負債合計	83,042,978	42.3	77,746,779	41.8	5,296,199
正 味 財 産	指定正味財産	61,000,000	31.0	61,000,000	32.8	0
	一般正味財産	52,445,880	26.7	47,404,144	25.5	5,041,736
	正味財産合計	113,445,880	57.7	108,404,144	58.2	5,041,736
	負債・正味財産合計	196,488,858	100.0	186,150,923	100.0	10,337,935

正味財産増減計算書によれば、経常収益4億7,535万円から経常費用4億7,031万円を差し引いた当期経常増減額は504万円となり、経常外収益及び経常外費用はなく、当期一般正味財産増減額も同額の504万円となっている。

貸借対照表によれば、財団の一般正味財産は5,244万円となっている。

#### 4 事務処理等の状況

5年度における事務処理について、関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

##### (1) 財務諸表

###### ア 原状回復に関する費用負担

前回の監査時において、決算書に財団が市から使用貸借している土地の原状回復義務に対応する資産除去債務の処理や注記が行われていなかったが、今回確認した5年度の決算書においても同様であった。

###### イ 減価償却費の過大計上

特定資産に計上されている有形固定資産について、減価償却費の再計算を実施した結果、次のような事案が発見された。

物件名	取得年月日	耐用年数	償却率	法人償却額	再計算額	差異
会館	S47.3	47年	0.021	2,872,440円	1,519,810円	1,352,630円

上記の差異が生じたのは、減価償却による残存価額が取得価額の5%に達していたにもかかわらず、そのまま償却計算を続けていたことと、耐用年数が47年であり償却率0.022で減価償却計算すべきところ、誤って償却率0.021で計算を行っていたことによるものである。

###### ウ リース債務の長短分類

前回の監査時にも見られたが、リース債務について、長期と短期の分類が行われておらず、全額長期リース債務として計上されていた。

##### (2) 委託業務等

###### ア 入札不落時の随意契約

西宮市立中央体育館清掃及び宿直管理業務について、入札が不落となったため単独随意契約を行ったが、契約規程別表の単独随意契約の要件に該当していなかった。なお、この契約は、入札額がいずれも予定価格を超えたため入札は不落になったが、履行開始日までの日数が短いことから、当該入札において最低の価格で入札した業者と協議した結果、入札額よりは低いものの予定価格より高い契約金額で随意契約を行ったものである。

###### イ 単価変更の決裁

体育館受付等管理業務について、契約事務開始時の決裁と契約締結時の決裁とで、契約額の積算に係る労務単価が異なっていた。これは契約事務開始後の労務単価の変更によるものであるが、決裁を行うなど証跡を残す手続を行っていなかった。

#### ウ 契約書記載金額と印紙税額

西宮市立甲武体育館清掃業務について、委託契約書の契約金額が金2,079,000円(内、消費税189,000円)と記載されており、税抜き契約金額が200万円以下となるため、印紙税額が400円となるどころ1,000円の印紙を委託契約書に貼付していた。

また、西宮市立流通東体育館受付等管理業務と西宮市立松原体育館受付等管理業務について、委託契約書の契約金額に消費税額が明記されておらず、税込み契約金額による印紙税額の計算となっているが、消費税額を明記していれば税抜き契約金額による印紙税額の計算となり、印紙税額が下がる可能性があった。

#### エ 仕様書の相違

西宮市立流通東野球場整備業務と西宮市立高座山野球場整備業務において、整備業務仕様書で芝生用目砂かけの使用砂を川砂又は海砂(貝殻の少ないもの)と記載していたが、海砂については塩分を含むため芝生には適していないものであった。(実際には海砂はこの業務に使用されていなかった。)

高天井照明器具固定支持材増締め修繕について、契約書と仕様書とで修繕名が異なったり、この修繕には不必要な部材(落下防止ワイヤー)が仕様書に記載されていたりした。

#### オ 業務完了の確認

西宮市立松原体育館清掃業務について、業務完了確認書の業務完了確認日が、業務完了日の6年3月31日より前の6年3月29日になっていた。

### 第4 要改善事項

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

#### 1 適正な財務諸表の作成

前回の監査において、決算書に財団が市から使用貸借している土地の原状回復義務に対応する資産除去債務の処理や注記が行われていなかったが、5年度の決算書においても行われていなかった。

前回の監査から5年が経過し、中央運動公園の再整備事業の進捗に伴い原状回復についても現実味を増しているため、資産除去債務についての現状を開示すべき時期ではないかと考える。

これまで原状回復義務による解体費用と会館撤退による損失補償との関係については、市と協議中で移転が差し迫っていなかったため決算書に注記等を行っていなかったとのことであるが、解体費用の発生と損失補償は別々の事由であり、今後、原状回復義務による解体費用とし

て、資産除去債務が発生することが確実であるため、当該資産除去債務の処理や注記を行うよう、適正な現状の開示に努められたい。

また、減価償却費の過大計上や、リース債務の長期と短期の分類が決算書上行われていなかったため、適正な財務諸表の作成に努められたい。

## 2 適正な契約事務

### (1) 契約に係る適正な事務処理

単独随意契約を行った案件で、契約規程の単独随意契約の要件に該当しない事案が見られたので、契約規程を十分に認識し、適正な事務処理に努められたい。

また、契約事務開始の決裁と契約締結の決裁で、労務単価が異なる事案が見られたので、契約時点で労務単価が変更になる場合はその証跡を残すように努められたい。

### (2) 適正な印紙税額

契約金額に対して過大な税額の印紙が貼付されている事案が見られたので、適正な事務処理に努められたい。

また、契約書に消費税額を記載することにより印紙税額が少ない額となる場合があるため、消費税額の記載方法を整理されたい。

### (3) 適正な仕様書

仕様書に不必要な部材を記載したり、契約書と整合しない名称や業務内容、工種を記載した事案が見られた。仕様書は契約内容を特定する重要な書面であることを認識し、適正に作成されたい。

## 3 適正な業務管理

委託業務の完了確認日が業務完了日より前になった事案が見られたので、適正な業務管理に努められたい。

## 4 適正な事務処理

財団が契約する委託業務等は、公の施設の指定管理者としての業務とこれに関連する受託業務であり、定型的に契約や業務管理が行われている。しかしながら、定型的に業務が行われていることからチェックが不十分な事務処理が見受けられた。

これらの業務は、市からの指定管理料や委託料により行っていることを念頭に置いて、より適正な事務処理に努められたい。

## 第5 監査委員の意見

財団は、昭和45年の設立当初から施設を広く地域住民の利用に供し、市民の生涯スポーツの推進に関する事業を行ってきた。

市は現在、PFI手法を採用し西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業を実施しており、9年度に新陸上競技場・新中央体育館が供用開始となり民間事業者が維持管理及び運営を行う予定になっている。その後、財団の拠点である会館は解体、移転となる予定である。

財団は、市と連携して、移転に伴う事務を円滑に進めるとともに、今後財団が果たすべき役割と事業を再構築し、これにふさわしい経営基盤を確立するよう努められたい。